

「天草市崎津の漁村景観」

保存計画書

第1章 文化的景観保存計画大綱

1. 崎津地区の現状	4
2. 天草市における文化的景観保護の意義	5
3. 計画策定の経緯	6
4. 申出についての考え方	8

第2章 文化的景観の特性と区域の設定

1. 文化的景観の特性	10
2. 文化的景観を取りまく視点の整理	12
3. 本質的価値の捉え方	14
4. 文化的景観の区域の考え方	15
5. 第1次申出の範囲	16
6. 追加申し出に係る地域の位置づけ	17

第3章 基本方針

1. 景観単位	20
2. 基本方針	21
3. 景観構成要素	22
4. 重要な構成要素	26
5. 法令等による保護措置	34

第4章 保存管理

1. 保存管理に関する基本方針	38
2. 後背山の維持管理	38
3. 地域産業を示す海面・海岸線・漁港施設の環境整備	39
4. 「景観協定」制度の活用による集落形態や「トウヤ」の保全	40

第5章 整備活用

1. 整備に関する基本方針	42
2. 後背山	42
3. 海面・海岸線・漁港施設	42
4. 集落	43
5. 歴史・文化	43

第6章 運営及び管理体制

1. 住民の役割	46
2. 行政の役割	46
3. 天草市文化的景観整備管理委員会（仮）	47

第1章

文化的景観保存計画大綱

1. 崎津地区の現状	-----	4
2. 天草市における文化的景観保護の意義	-----	5
3. 計画策定の経緯	-----	6
4. 申出についての考え方	-----	8

2. 天草市における 文化的景観保護の意義

文化的景観は、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の基盤的な生活又は生業理解のため欠くことのできないもの」（文化財保護法第2条第5項）である。この「崎津教会を抱く崎津漁村の文化的景観保存計画」は、崎津地区において「崎津漁村の景観」に関し、その保存のために必要な措置を定めるものである。

重要文化的景観は、都道府県又は市町村の申出に基づき、当該都道府県等が定める景観法第8条第2項第1号に規程する景観計画区域又は同法第61条第1項に規程する景観地区内にある文化的景観であって、文部科学省令で定める基準に照らして当該都道府県等がその保全のために必要な措置を講じているものの中から選定される。したがって申出の対象となる文化的景観は、景観行政団体が策定する景観計画の中

にあらかじめ位置づけられている必要がある。天草市では、文化的景観保存計画の策定に先立ち「日本の宝島 天草」の実現を目指し、先人から継承されてきた良好な景観を保全、育成、創造し、将来に引き継いでいくための方針などを示す「天草市景観計画」を定め、景観法を適用して文化的景観に対する十分な保護措置を図ることとした。

市民、市、事業者は、「崎津教会を抱く崎津漁村の集落景観」を文化的景観として認識すると共に、三者の協働によって保護し、愛着と誇りをもって次世代に継承していくことを景観づくりの理念に位置付ける。この計画は、文化的景観の保存・活用に関する基本方針を定め、もって国民の利用と文化振興および地域振興に供するものである。

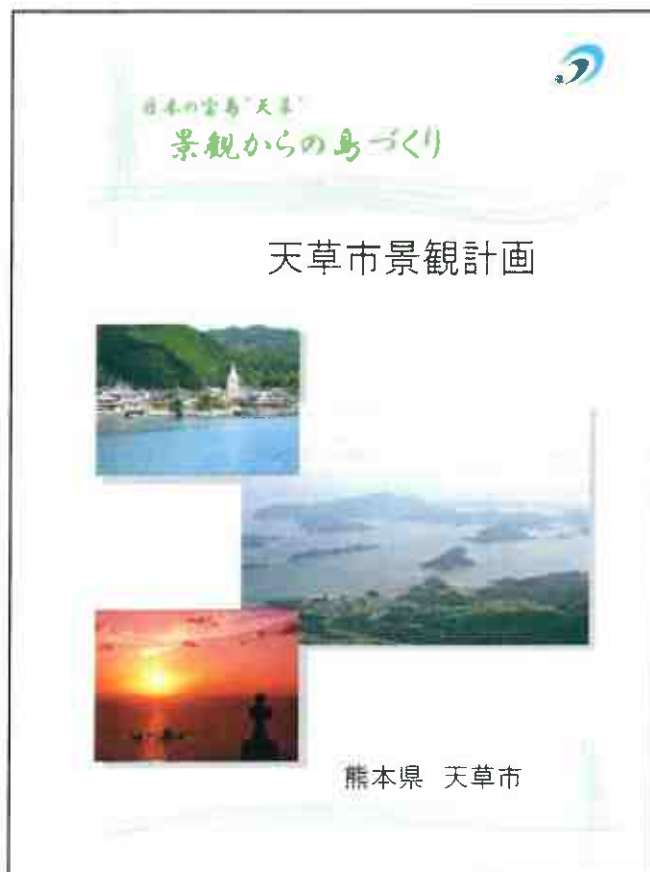


写真1 天草市景観計画（表紙）

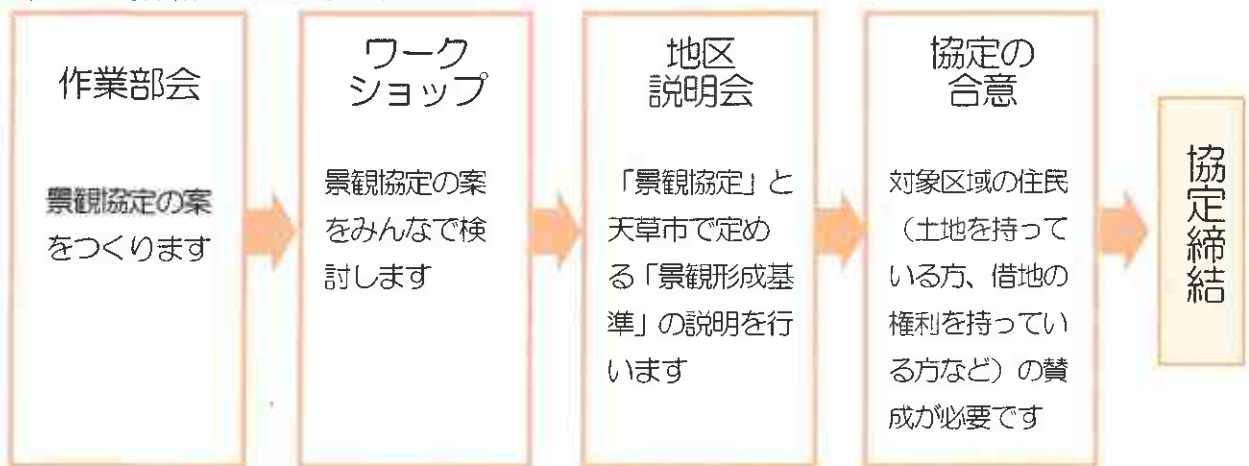
天草市では、平成19年より、文化庁による文化的景観保護推進事業として着手し、天草市文化的景観学術検討会を設置し、景観の保全を目的に保存調査を実施した。文化的景観の申出の対象となる関係自治会（下町、中町、船津、

向江）においては、説明会を開催し、平成21年12月に重要文化的景観の申出に対する同意および集落全体を街区として指定する同意を得た。また、地域住民による「景観協定」の締結に向け、景観協定書作成に取り組んでいる。



写真3 富津地区景観ダイジェスト

■景観協定締結までのみちのり



第2章

文化的景観の特性と区域の設定

1. 文化的景観の特性	10
2. 文化的景観を取りまく視点の整理	12
3. 本質的価値の捉え方	14
4. 文化的景観の区域の考え方	15
5. 第1次申出の範囲	16
6. 追加申し出に係る地域の位置づけ	17

場が点在する漁村独特の景観がある。これは漁業の拡大により、陸上に十分な平場を確保できないことから、水上に作業場をテラス状に構築したものである。チリメンの最盛期には40m×50mといった大規模なカケも4カ所に存在した。漁法の発達と漁場の拡大により、五島・対馬・济州島での漁が展開され、崎津での漁獲高も高まったのである。

1934年、崎津村庄屋の吉田家役宅跡に崎津教会が建設された。これにより、平面的な漁村の中にあつた「目に見えない」信仰に関わる景観が、天主堂そびえる漁村景観へと大きく変化した。崎津の景観は、キリスト教信者である漁師により継承されている。

(4) 歴史的特性

1566年、天草にもアルメイダ神父によってキリスト教が伝来し、1591年には宣教師を養成するコレジヨも設置されている。豊臣秀吉による伴天連追放令や徳川幕府によるキリシタン禁教令が發布されると、厳しい弾圧にさらされ、1637年「天草・島原の乱」が勃発した。江戸時代には、各村において宗門改・絵踏みがおこなわれた。しかし1805年、崎津、今富、大江および高濱の4村において、5202名の潜伏キリシタンが発覚した。祖先の信仰が継承され、キリスト教の教えが土着化していたのである。明治時代になり禁教令が解かれると、天草では長崎の島の漁師である西政吉の呼びかけを契機に復活が進んでいる。しかしながら、教会に復帰せず先祖伝来の信仰形態を護ろうとするカクレキリシタンも存在し、昭和初期まで継承された。1934年、ハルブ神父により崎津教会が建設された。絵踏みが行われた場所に教会祭壇が設けられ、弾圧からの復活を象徴的に物語っている。

(5) 文化的伝統

後背山斜面にある共同墓地は、宗教に関係なく構築されている。キリスト教信者の墓地は教会を望むように建てられており、地域に根付くキリシタン信仰が景観にも反映している。また、諏訪神社の祭りには信者は参加しないが、金比羅宮の祭りには全ての漁師が宗教に関係なく参加する。漁師が漁のため外洋に向かう際、港の出入り口にあたる「番所の鼻」と呼ばれる岬のマリア像や岬の上の金比羅宮に対し、出港のときは漁の安全大漁、帰港のときは豊漁の礼を捧げている。崎津の漁師の殆どはキリスト教信者であり、キリスト教の伝来から弾圧・潜伏を経て今日までの歴史の中で、地域古来の信仰・文化とキリシタン信仰が融合し形成された、文化的伝統が息づく漁村である。

なお、隣接する今富村は農村であるが、崎津村と生業・信仰・社会・民俗など、多くの事項で連携を取っている。その基盤にあるのは、キリスト教の伝来から明治の復活までの信仰の歴史であることが確認できる。

前頁の視点の整理に合わせ、それぞれの価値が持つ背景と価値・課題を以下の表に示す。

I 文化的景観を構成するものとして

	風景の価値	信仰の価値	営みの価値
背景	<ul style="list-style-type: none"> ○典型的なりアス式海岸という地形的な特徴を持つ。 ○地形の制限の上で積極的に土地、海面を利用してきた。 ○路地、家屋等の集落形態や石積み護岸等の海際の施設等が残されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○コレジョが開校し、南蛮文化の導入とともに布教が始まった。 ○天草・島原の乱をきっかけに弾圧が始まり、天領になることで信仰が大きく変化した。 ○潜伏キリシタン、カクレキリシタンの存在、地域文化と融合した。 ○崎津天主堂が現在も地域のシンボルとなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○天然の良港、南蛮貿易海運の拠点として栄えた ○天領時代、7つの定浦のうちの一つとして利用され発展した。 ○近代漁法の導入によって、交易港町としてさらに発展した。 ○農業集落である今富地区との、相互の産物による支え合い。
価値	<p>現在も風景を構成している集落形態、海辺、山の姿などの姿が大きく変わっていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文政6年絵図との比較 	<p>現在も教会を始め、信仰を表す要素が地域のシンボルとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域シンボルとしての崎津教会、共同墓地 ・地域と共に歩んできた信仰の歴史（伝来・布教、弾圧、潜伏、復活、カクレ、融合） 	<p>現在も営みを支えてきた要素が見受けられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・穏やかな海（海面） ・海岸線、奇岩 ・漁港施設（石積み） ・産業を支える施設（カケ）
課題	<ul style="list-style-type: none"> ●土地利用構成の保全 ●生活様式の変化からまち並みを守る 	<ul style="list-style-type: none"> ●崎津教会の維持管理 ●信仰活動を表す景観資源（共同墓地、寺社）の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ●漁港関連施設（カケ、石積み護岸等）の保護 ●漁業存続のための取り組み、環境改善

II 文化的景観を支えるものとして

	共同体の価値
背景	<ul style="list-style-type: none"> ○信仰とは関係ない、漁業集落としての共同体意識が保たれていること。 ○トウヤ（共有地的コミュニケーションの場）が重要な空間となっていること。 ○崎津（漁業集落）と今富（農業集落）との産物による支え合いが保たれていること。
価値	<p>現在も共同体意識と集落内外のコミュニケーションが続けられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「背戸屋」と呼ばれる路地空間を構成する「トウヤ」
課題	<ul style="list-style-type: none"> ●集落構造と生活形態、共同体のしくみの維持、保全

4. 文化的景観の区域の考え方

「崎津教会を抱く崎津漁村集落」は、江戸時代の崎津村および今富村の区域が一带となり、歴史・社会・生業が連携することによって形成された文化的景観である。このことを考慮し、富津（崎津村・今富村）全域がその対象となる。しかしながら、崎津漁民および集落との密接な関わりを歴史的背景に鑑み、中心をなす崎津集落と密接な補完関係にあった今富地区（南側の

山林を除く）を対象と考える。

文化的景観を土地利用に応じて区域設定することが可能である。

崎津地区：崎津港湾区域 集落区域 墓地 田畑 道 後背山
今富地区：今富川 集落区域 墓地 田畑 道 後背山



図2 第一次、第二次申出の範囲

6. 追加申し出に係る地域の位置づけ

1次申出の後、今富地区の保存調査に着手し、保存計画を作成し2次申出を行う。

- 追加で申し出を予定している区域は、今富集落を中心とする地域。
- 地域におけるキリスト教の復活に際して、崎津以前に教会が設置されるなど、キリスト教信仰上重要な地域であった。

- 江戸時代の潜伏キリシタンの末裔が暮らす地域であり、キリスト教信仰の名残、伝承が残っている。また、カクレキリシタンの墓地、明治期の教会跡、小部屋跡など関係史跡がある。
- 農地や山林の乏しい崎津集落の維持において、生活物資の交易の上で密接な関わりを持ってきた。



図4 第二次申出範囲（予定）

第3章

基本方針

1. 景観単位	-----	20
2. 基本方針	-----	21
3. 景観構成要素	-----	22
4. 重要な構成要素	-----	26
5. 法令等による保護措置	-----	34

2. 基本方針

●景観単位に沿った土地利用の維持管理と調和

東シナ海という大海を眼前にして、後背山に守られた入江、森林や墓地、農地などの土地利用、船溜りに面して漁港と一体となった密集した集落、信仰施設の要所への配置、視点場の確保。3つの景観単位「後背山」「集落」「海面・海岸線・漁港施設」の調和によって成立しており、土地利用の継続とその維持管理を基本とする。

●漁村景観を維持するための修理・修景

集落の家屋や後背山の既存施設などの他に、漁村の風景を活かしながらも景観の阻害要因となりうる行為について修理や修景、除却等を行ない調和を図りながら、崎津の漁村景観を後世まで伝えていく。

●防災対策の充実

崎津地区は台風や高潮などの自然災害や火事などの人的災害など、大きな被害を受けた地区である。また、後背山は台風や大風などの自然の猛威から集落や漁港を守る役割を持つ反面、地すべりや崩落など、後背山自体の崩壊がもたらす住民の生活生業上の影響は非常に大きいものがある。今回の取り組みを契機に防災施設の設置など、文化的景観の防災面での管理に努める。

●産業や地域の活性化の取り組み

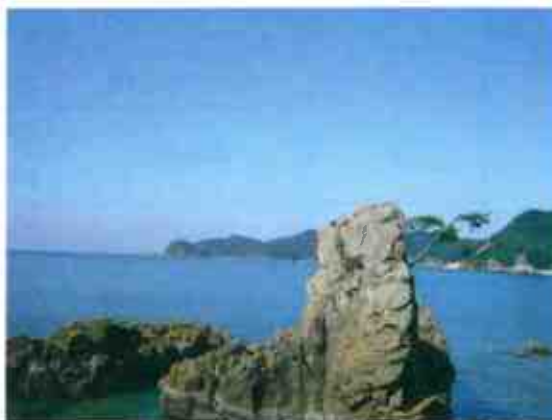
文化的景観を契機として、景観の保全と併せて、地域資源として捉えた漁業や地域の新たな取り組みを検討し、地域の生活や生業の活性化を図る。

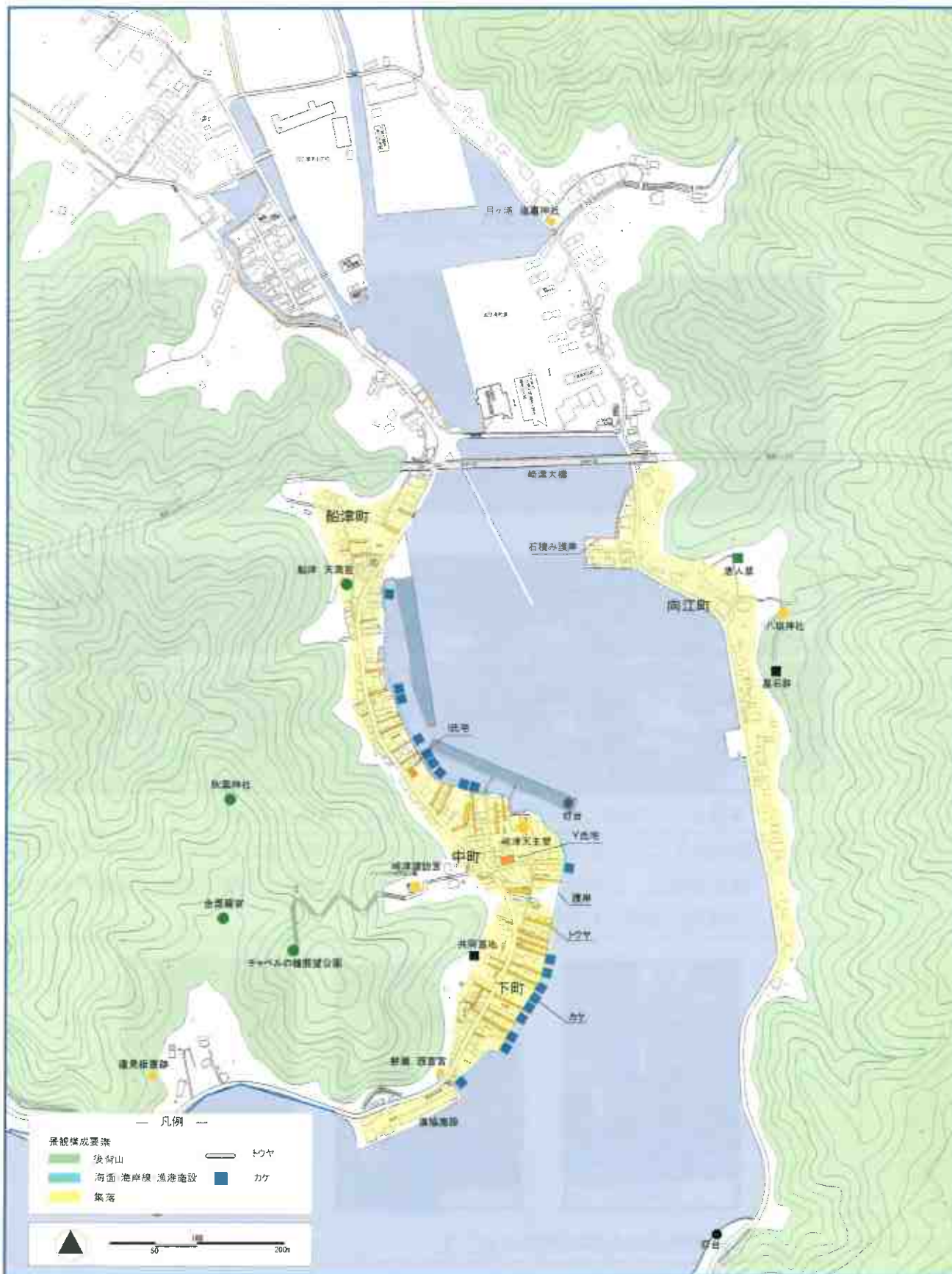
●運営体制の整備

地区振興会や関係団体等の既存の組織だけでなく、新たな組織や地域外の取り込み、組織間の連携した活動など、地元住民や自治区・地域振興会、漁家や漁協、各種団体、行政等の関係者が協働して、「文化的景観」に取り組む組織体制作りを図る。

(2) 海面・海岸線・漁港施設

景観単位	区分	景観構成要素	概要
海面・海岸線・漁港施設	海面	海面	地形条件によって、波は穏やか。
	海岸線	海岸線	「拝み瀬」「落戸」「鳴瀬の鼻」など海食による奇岩が多く見られる。 「ウドン鼻」は崎津の入江口にある岩場。昭和52年、カトリック信者によってマリア像が建立された。 岩がちの海岸が多く、明治以降、地引網が盛んになる。現在は消波ブロックが多く敷設されている。
	漁港・港湾施設	灯台	昭和45年設置。
		護岸	コンクリートで被覆されているが、昔ながらの石積み箇所も多く残る。トウヤヤ旧旅館前の護岸には石積みの階段も残る。
	漁協施設	物揚場、防波堤、導流堤	昭和30年代からの9次にわたる漁港整備計画等によって整備事業が行われた。
		漁協事務所 関連施設	平成11年落成。 荷捌き施設や製氷施設。
作業施設	魚干し場、作業小屋	地域の産業を表す施設。	
	カケ	タケヤシュロを使って海上に構築した作業場。現在、19基確認されており、鉄パイプやコンクリートなどで構築されたものが多い。	





③ 民家等

■岩下哲郎邸：4軒あった漁師の網元の中で、明治25年（1892）に建てられた現存する住宅。家屋は、木造瓦葺き、漆喰壁で海側に庭があり、灯籠と祠がある。また、海に下る階段とカケが設置されている。

所在地：天草市河浦町崎津字村上613番地

家屋：木造瓦葺2階建（1階）125.28㎡（2階）21.15㎡



▲明治期に建立された漁師網元宅

■吉村廣子邸：大正11年に建築された民家で木賃宿や店舗として利用されてきた。当時、静穏な崎津漁港は、漁業や石炭等の流通の拠点として栄え、その中心部には旅館や木賃宿などが建ち賑わいを見せた。その1軒が吉村邸である。付近には、吉田庄屋跡（現在：崎津天主堂）、崎津諏訪神社がある。

所在地：天草市河浦町崎津字村上534番地

家屋：木造瓦葺2階建 面積118.66㎡



▲海へ通じる旧道（参道）に建つ吉村邸

⑥神社崎津諏訪神社：慶安4年(1651)、信濃上諏訪大社より勧請された崎津地区の総鎮守。二ノ鳥居は天草最古(1685)。明治6年の血税騒動の場となる。



▲天草最古の諏訪神社鳥居



▲諏訪神社から海に延びる参道

⑦金比羅宮：延宝元年(1673)、讃岐金比羅宮より東シナ海を望む山頂に勧請される。



▲金比羅宮 祠



▲金比羅宮からの展望

⑧餅瀬 西宮宮：延宝元年(1673)、出雲より勧請される。当初は海面すれすれの衝便瀬に鎮座していたが、天保3年(1842)に現在地に遷座される。



▲西宮宮鳥居



▲ 祠

⑫崎津教会：昭和9年（1934）にハルプ神父によって、吉田家庄屋役宅跡地に建立されたゴシック様式の教会。聖堂内は畳敷きで祭壇が設けられている場所は、禁教時代に絵踏みが行われていた。施工は多くの教会建築を手がけた長崎出身の鉄川與助。

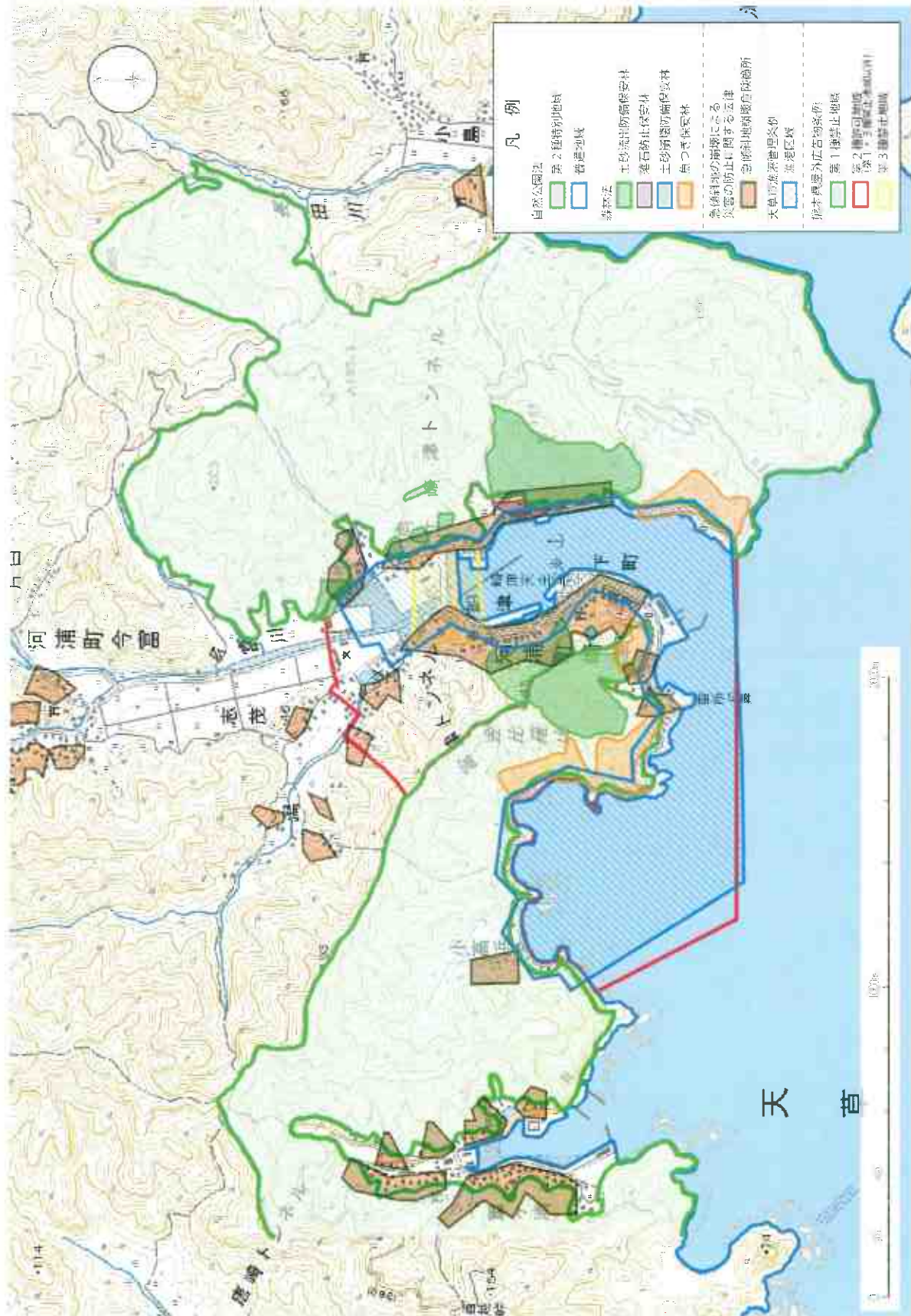


第3章 基本方針

土地の区画形質の変更 (土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・変更に係る部分の土地の面積が 500 ㎡を超えるもの ・高さが 1.5mを超えるのり面又は擁壁を生ずる切土又は盛土を伴うもの
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが 10mを超えるもの ・伐採面積が 500 ㎡を超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが 1.5mを超えるもの ・当該行為に係る部分の水平投影面積が 100 ㎡を超えるもの (建築物の存する敷地内で行う行為を除く) ・90 日を超えて継続する場合の当該堆積場における物件の堆積
屋外における自動販売装置の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・全てを対象
広告物の設置又は外観の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・はり紙、はり札、立看板、のぼり、ぼんぼり、広告網、アドバルーン及びこれらに類するもので、90 日を超えて継続して掲出又は表示されるもの ・表示面積が 1 ㎡を超えるもの
<p>※2 工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該建築物の高さととの合計の高さとする。</p> <p>※3 工作物において、増築又は改築後の高さ、又は築造面積が各届出対象規模を超えるものを含む。</p> <p>(注1) 届出の適用除外行為については、上記のほか、景観法、景観法施行令及び景観条例施行規則に規定されている。</p> <p>(注2) 熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く。</p>	

◆上記以外の「重要な構成要素」の届出対象行為

重要な構成要素	届出行為
④「カケ」	<ul style="list-style-type: none"> ・新設、除却
⑦金比羅宮 ⑧餅瀬西宮宮 ⑨船津天満宮 ⑩秋葉神社	<ul style="list-style-type: none"> ・石造物の修理、移設 ・土地の形状変更



第4章

保存管理

1. 保存管理に関する基本方針 ----- 38
2. 後背山の維持管理 ----- 38
3. 地域産業を示す海面・海岸線・漁港施設の環境整備 ----- 39
4. 「景観協定」制度の活用による集落形態や「トウヤ」の保全 --- 40

3. 地域産業を示す海面や海岸線、漁港施設の環境整備 第4章 保存管理

崎津地区の海面や集落・後背山の一部は崎津漁港管理区域となっており、水産基盤整備長期計画に基づく漁港広域整備事業により漁港整備が行なわれている。今後、景観に配慮した補修や改修、不要となった施設の撤去などを行なっていく。また、コンクリート製品での構築や被覆が多く見られる護岸については、昔ながらの石積護岸も残されている箇所もあることから、調査を実施し補修や復元を図る。

生業に関わる施設として魚干し場や作業小屋等については現状を維持し、自然素材で構築するよう誘導を図る。特に「カケ」については、耐用年数を考慮して計画的な架け替えを行い、新設や撤去、工法等も含めて維持に努める。また、乱雑に仮置きや放置された漁具やゴミなどが漁港内だけでなく海面や海岸線にまで見られ、漁村景観の大きな阻害要因となっており、適切な貯蔵や集積、配置等に努める。

景観単位	区分	保存の方針
海面・海岸線・漁港施設	海面	<ul style="list-style-type: none"> 生活・産業排水の垂れ流し等、海の汚染防止対策を図る。
	海岸線	<ul style="list-style-type: none"> 現状維持に努め、本来の海岸線の復元について、調査・検討を行う。 海岸線に見られる松などの植生についても、育成を図る。
	漁港・港湾施設	<ul style="list-style-type: none"> 石積み護岸の材質・工法を含む護岸の現状の調査を行い、復元や補修、修景を図る。 現在多くが個人所有となっている護岸については、適切な法的処理を行う。 護岸の石積みを継承し、コンクリート化している箇所については積極的な石積み修景を図る。
	漁協施設	<ul style="list-style-type: none"> 石積みをなるべく維持し、そのために行政が支援する。 海岸線については無闇に前進・後退はさせない。 漁具やモノの貯蔵や集積、仮置きなどについては、整理や適切な配置、遮蔽に務める。 周辺の景観に配慮した補修や改修に努め、不要施設等の撤去に務める。 整備の際には天草市重要文化的景観整備管理委員会（仮称）に諮る。
	作業施設	<ul style="list-style-type: none"> モノの貯蔵や集積については整理をする。 魚干し施設等については、自然素材や景観に配慮した色彩などで構築するよう誘導を図り、景観とともに衛生環境を保つ。 「カケ」については、タケやシュロ等、素材の確保に努めるとともに、昔からの工法で構築するよう誘導を図る。 耐用年数を考慮して計画的な架け替えを行うため、新設や撤去、工法等について、地域で維持するための協力体制作りを図る。

第5章

整備活用

1. 整備に関する基本方針	-----	42
2. 後背山	-----	42
3. 海面・海岸線・漁港施設	-----	42
4. 集落	-----	43
5. 歴史・文化	-----	43

家並み景観の保全と環境に配慮した住環境の整備、空き家屋対策に取り組む。また、来訪者を迎えるための対策や住民生活に支障を

きたすことがないよう来訪者対策を講じる。自然災や人災などの災害に対する減災力の向上に努める。

- 景観法に基づく「景観協定」制度の推進と修復・修景事業
- 道路や公共施設等の「景観重要公共施設」の位置付けと看板などの修景事業
- 漁家レストランや民宿など、空き家屋の利活用の検討
- 進入禁止箇所の設置、駐車場・トイレ・案内所などの関連施設の整備など、来訪者の誘導に関するランドデザインの策定
- 防災施設や避難地・避難路などの整備、ハザードマップの作成・普及 など

5. 歴史・文化

教会をはじめとした宗教施設は地域の歴史や生活・生業を示す信仰の場であることから、整備とともに関係者等と協議を行い望ましいあり方を協議する。また、地域に残された史

跡や記録などの調査・保存の検討を行い、これまでの調査や取り組みなどの情報発信に努め、併せて他団体との交流を図る。

- 文化財の指定や「景観重要建造物」への位置付けと整備
- 見学時間やマナーなど、拝観に関するルール作成
- 墓地周辺に残された墓石等の石造物や記録に残された遠見番所跡や城砦など、調査と保存
- 天草・崎津と九州西岸を中心とした他地域との流通・往来の歴史や、大学等に残る古文書などの調査の実施
- 「文化的景観」など、同様の活動を行なっている地区との交流推進 など

第6章

運営及び管理体制

1. 住民の役割	-----	46
2. 行政の役割	-----	46
3. 天草市文化的景観整備管理委員会（仮）	-----	47

天草市では平成20年4月に景観行政団体になった。「重要文化的景観」は景観計画区域の中にある文化的景観から市町村の申出により選定されることとなっている。市全域を景観計画区域としている天草市では、地域住民や地区振興会、漁協や商工会などの関係団体、大学教授などの専門家、市や県の行政職員等で構成し、整備活用計画の策定や計画段階での公共事業のチェックなどを行なう「天草市文化的景観整備管理委員会（仮）」を設置して、一体的な保全や維持管理などについて検討や監視する中心的な組織としたい。また、下部組織として専門部会を置き、後背山の維持管理や森林育

成、家並みや集落の景観形成、防災対策、文化的景観への影響を抑えた各事業における工法の検討、地域資源としての景観の活用など、個別の具体的な事項について調査・検討を行っていききたい。

文化的景観の保全は地元住民が中心となって活動していくことが重要であり、地域活性化にも結びつく。その活動については行政が支援を行い、関係機関や専門家の協力を得て、協働して取り組んでいかなければならない。